

原告代理人意見陳述要旨

2018（平成30）年12月20日

弁護士 採澤友香

第1 はじめに

- 1 今回、国が提出した書面は、2つあります。一つは、国の主張を書いた書面で、もう一つは、質問を書いた書面です。国が提出したこれらの書面の内容を理解するため、まずは、北さんが国に対して何を求めているのか、振り返ってみます。
- 2 この裁判で、北さんは国に対して、2つのことを求めています。
一つは、60年くらい前、国が優生手術を無理やり受けさせ、体や心を傷つけたことによる損害を賠償することです。
もう一つは、体も心も傷つけたにもかかわらず、国が被害回復のための法律を作らず、被害を放置してきたことによる損害を賠償することです。

第2 除斥期間に関する主張について

国は、今回の書面で、次のとおり反論しました。「北さんの手術は今から20年以上前に行われたものである。法律では、手術から20年経つと、賠償を求める権利はなくなることになっている。そのため、北さんの賠償を求める権利もなくなっている。」

これに対して、私たちは、前回の裁判で、次のとおり主張しました。「国こそが優生手術を積極的に推し進めた張本人である。これに対し、北さんは、長年、妻にさえ手術のことを打ち明けることができなかった。まして、国に対して、賠償請求をすることなどできるはずがなかった。このような事情からすると、国の賠償責任がなくなるということは許されない。正義や公平に反する。」

しかし国は、それでも、北さんの賠償を求める権利はなくなっていると主張し続けています。

この点については、次回の裁判までに、北さんの言い分をしっかりと主張したいと思います。

第3 求釈明申立書とそれに対する回答について

- 1 国は、もう一つ、質問を書いた書面を出しました。
国の質問は次のとおりです。

「北さんは、国が被害回復のための法律を作ってこなかったことがお

かしいと訴えている。しかし、国が、どのような理由で、被害回復のための法律を作らなければならなかったのか。優生手術が違法だから、国は被害回復のための法律を作らなければならなかったと考えているのか？それとも、優生手術が違法ではなかったとしても、国は被害回復のための法律を作らなければならなかったと考えているのか？」

2 これに対し、私たちは、今回、国の質問に答えました。

「優生手術は憲法に違反し、もちろん違法である。」

さらに、次のとおり主張しました。

「北さんは、国から、『日本国民の質を悪くする』、『子どもを生むべきではない』と決めつけられ、もって生まれたかけがえのない体の一部を乱暴に奪われた。このように、北さんは、国から、一人の人間として大切に扱ってもらえなかった。

北さんの被害を回復するためには、優生思想を世間に広めた国が自ら、優生思想の間違いを認め、謝罪をし、優生思想を世の中から完全になくす法律を作ることが必要である。お金で償われるだけでは足りない。」

第4 結語

優生手術は、重大な人権侵害であり、憲法違反です。このことを国が認めるか、また、裁判所がどのように判断するかが、この裁判の大きなポイントです。

それにもかかわらず、国は、優生手術が憲法に違反していたのかどうかについて、考えを明らかにしていません。

国が、北さんを含め、優生手術の被害者の被害を回復するためにどのような法律を作るべきであったのかをより詳しく考えるためには、北さんのどのような人権が侵害されたのか、被害を回復するためにはどのような方法をとるべきか、議論することが必要不可欠です。

一部の国会議員は、今、優生手術の被害者の被害を回復するための法律を作ろうとしていますが、現在出されている案では、被害について「我々はおわびする」とされていて、誰がどのような行為についておわびをするのかがはっきりしていません。

国が、裁判においてこのままはっきりしない態度をとるのであれば、今後作られる法律も中途半端なものにとどまるのではないかと、とても心配です。

国は、一日も早く、優生手術と優生保護法が憲法に違反することを認め、被害回復を行うべきです。

以上